

第153回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題

1 会議録の承認

2 審議事項

- (1) ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業における災害時要援護者名簿重複掲載者の情報の民生委員等への提供及び業者委託について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む)
(個人情報ファイル簿変更届出書を含む)
- (2) 認知症サポーターキャラバン事業について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)
(個人情報ファイル簿兼届出書を含む)
- (3) 横浜市定期予防接種事業におけるコールセンター導入について

3 報告事項

- (1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告
ア 踊場公園こどもログハウス防犯カメラ運用事務
イ 横浜市会庁用自動車におけるドライブレコーダーの設置・運用事務
- (2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告
緊急時情報システム運用試行事業
- (3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
ア eラーニングシステムの運用
イ アルバイト事務集約化の試行実施に伴う個人データの電算処理
- (4) システム更新時のデータ移行業務委託に係る事務委託についての報告
職員採用試験情報処理事務
- (5) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託
横浜開港記念式典・記念コンサート一般招待者募集業務委託
- (6) 委託先個人情報保護管理体制
- (7) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (2件)
- (8) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (1件)
- (9) 個人情報ファイル簿変更届出書 (1件)
- (10) 個人情報ファイル簿廃止届出書 (2件)

4 その他

- (1) 「平成28年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告」に対する措置報告について
- (2) 個人情報保護法改正の主な内容について
- (3) 「市民生活における個人情報保護Q&A」の改訂について
- (4) 個人情報漏えい事案の報告 (平成29年2月18日～平成29年3月17日)
- (5) その他

日 時	平成29年3月22日（水）午後2時00分～午後4時30分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、芦澤委員、加島委員、小嶋委員、清野委員、土井委員、新田委員、中村委員、糠塚委員
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項(1)～(3)について承認する。 ・報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】 （事務局） それでは、ただいまから、第153回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。 審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。 本日は、芦澤委員から遅れるとのご連絡をいただいておりますが、8名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認 （花村会長）ただいまから、審議会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 始めに、第152回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。 特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （各委員） <異議なし> （花村会長） それでは承認といたします。</p> <p>2 審議事項 （1） 【案件1】 ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業における災害時要援護者名簿重複掲載者の情報の民生委員等への提供及び業者委託について （個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む） （個人情報ファイル簿変更届出書を含む）</p> <p>（花村会長） それでは審議事項の審議に入ります。 最初に案件1「ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業における災害時要援護者名簿重複掲載者の情報の民生委員等への提供及び業者委託について」のご説明をお願いします。 （事務局） <所管課及び審議の視点について説明></p>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件1につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(清野委員) 「取り扱う個人情報」の「対象者1」は「災害時要援護者かつ75歳以上ひとり暮らし高齢者」です。ひとり暮らしということは、世帯人員が一人というのは分かっていると思います。しかし、「個人情報の種類」の中に「世帯人員数」と書いてありますが、これは必要なのでしょうか。

また、この個人情報の種類の中に電話番号がありますが、携帯電話のメールアドレスを持っている人もかなりいます。それは集めないのですか。集めるのならば、入れたほうがいいと思います。

(花村会長) 簡単に言うと、「災害時要援護者かつ75歳以上ひとり暮らし高齢者」とすると、世帯人員数は必ず一人だという趣旨ですよ。

(所管課) 世帯人員数が「1」となった人がひとり暮らし高齢者であることを判別するために、市としてこのデータを使うことになります。

(花村会長) そうすると、世帯人員数は全員、「1」ということですか。

(所管課) 最終的にこの「災害時要援護者かつ75歳以上ひとり暮らし高齢者」の名簿に載るのは、世帯人員数が「1」の人のみです。

(清野委員) 二つの名簿を合わせるときに、一つの名簿が「75歳以上ひとり暮らし高齢者」になっているので、どういった必要があるのかなというところですね。

(事務局) 世帯人員数が入っているのは、「事務の委託」の「取り扱う個人情報」の中です。事務の委託はシステム改修の話です。災害時要援護者名簿に記載されている災害時要援護者は世帯人員一人とは限らないので、元のシステムの中にある項目として、電子データの種類の中に世帯人員数が入ってきます。実際に紙で渡す「利用及び提供の制限」のほうには項目としてはありません。システム突合の際に世帯人員数の項目が必要なので、取り扱う個人情報の一つとして入っています。

(花村会長) それともう一つ、電話番号以外にメールアドレスなどは必要ありませんか。必要なら書いておかないといけないと思います。

(所管課) Eメールのアドレスということですか。

(清野委員) 携帯のメールアドレスもです。

(所管課) 現時点では、メール等での本人等への連絡は、事業のやり方としては考えていませんので、いりません。

(糠塚委員) 「利用及び提供の制限」の「個人情報の種類」に「備考欄」という項目があります。これは何を意味しているのですか。

(所管課) 例えば、訪問した結果、定期的に家族が訪問しているかなど、本人から聞いた状況で今後活用できるような内容を書き込むのが「備考欄」です。毎年、引き継げるものは引き継いでいこうと考えています。

(新田委員) 急病になったり、死亡したときのために、親族の連絡先などを書いて冷蔵庫の中に入れ、救急車が来たときに確認できるようにしたりすることもあるようです。災害時に元気であるかどうかはわからないと

思うので、「備考欄」にも親族の連絡先などを入れておいたほうがよいかなと思います。

(所管課) 民生委員や地域包括支援センターの職員が本人とやり取りする中で、本人が是非伝えておきたいということであれば、ここに記載することは今後検討していきたいと思います。

また、訪問する民生委員が替わることがあり得ます。民生委員が替わって訪問者が違っても、「この間言ったのに」ということが起こらないようにこの名簿は設けています。当初は、訪問情報の引継ぎの視点で「備考欄」を設けました。訪問によって地域での見守り活動につなげていく中で、区や地域包括支援センターと情報を共有したり、冷蔵庫の中にメモを入れておくようなことは各区でも取り組んでいます。そういった活動につなげていくための名簿と考えてもらえればと思います。

(糠塚委員)「備考欄」に書かれた内容自体は確かに個人情報ですが、「備考欄」という名称の個人情報はありません。例えばカッコ書きで「訪問によって得た引継ぎのための情報」など、別の言葉で中身を特定したほうがよいと思います。

(花村会長)「備考欄」があって、そこに聞き取ったことを書いた場合、書いた内容が個人情報に当たる場合もありますし、そうではない場合ももちろんあるでしょう。全部を特定することはできないでしょうが、「備考欄(親族の連絡先等、その他聞き取り調査をした件)」などと書いてもう少し特定しておいたほうがよいということでしょう。いかがでしょうか。

(所管課) カッコ書きで「備考欄」の内容を補足します。

(花村会長) ではそのようなかたちにしてください。

(土井委員)「事務全体の概要」の【審議事項】(1)に「災害時要援護者名簿の重複する対象者に「1」が出力されるようにする」と書いてあります。個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書では各々の名簿に項目を追加する形になっていると思います。その理解で正しいでしょうか。

(所管課) 名簿に枠を一つ追加して、突合の結果、災害時要援護者名簿に出ている人には、その枠に「1」が表示されています。

(土井委員) 二つの名簿はそのまま残っていて、項目に「1」か「0」が入った列が一つ増えるようなイメージでいいですか。

(所管課) そうです。

(土井委員)「事務の委託」で、この名簿の中から「1」が表示された人だけを抽出するのでしょうか。名簿全部に対して「0」か「1」を割り振るように感じます。30パーセントが重複するということですが、変更対象は全部ではないかという気がします。その中から30パーセントを選んで、「利用及び提供」に流れるのか、分からなかったので説明をお願いします。

(花村会長) ひとり暮らし高齢者名簿と災害時要援護者名簿の二つがあります。ひとり暮らし高齢者名簿には災害時要援護者名簿と重複する人がいます。ひとり暮らし高齢者名簿に「1」が立っている人は重複していて、

立っていない人は重複していないということを分かるようにしましょうという趣旨ですか。

(所管課) そうです。

(土井委員) 二つの名簿に対して「0」か「1」を追加するのでしたら、「事務の委託」の対象者は「1」の人だけを選んでいるので、「1」ではない人には「0」を立てることになります。対象者は4万5,000人に限定してよいのでしょうか。

(所管課) いわゆるひとり暮らし高齢者名簿全体のうち、重複している3割ということで4万5,000件ということでした。重複した「1」が立った人の件数として書いています。逆にほかの人にも「0」が立つということだと、4万5,000件ではないということですよ。

(土井委員) そうではないかと思ったので確認しました。

(事務局) 「1」が立つ人、「0」の人ということで、母数として全体が今回の対象者ではないかという趣旨だと思います。そのとおりですが、「1」が立たない部分については今回、既に審議済という扱いにしています。新たな情報が加わるのは3割の重複者の人数になります。

(土井委員) 0の人はそもそも今回、審議対象ではないということですか。

(事務局) そういうことです。審議済みの部分という扱いです。

(土井委員) 名簿が2種類あって、各々に「1」を立てると理解していたのですが、そうではないですか。

(事務局) 今回はあくまで、ひとり暮らし高齢者名簿に、災害時要援護者名簿にも載っている人について「1」を立てるということです。「ひとり暮らし名簿が変わる」ということで審議しています。

(土井委員) ひとり暮らし高齢者名簿のほうだけに「0」か「1」を入れるということでもいいですね。

(事務局) 今年1月の審議会で、災害時要援護者名簿のリストに精神障害者を追加するための改修委託の審議をしました。そのときに併せて、ひとり暮らし高齢者名簿にも掲載のある人の項目を追加して、そこに「1」を立てるというのも諮っています。

(土井委員) 災害時要援護者名簿は既に「0」か「1」か分かっている、今回、ひとり暮らし高齢者名簿に「1」を立てるということですか。

(事務局) そうです。更に今回は、外部に提供することの審議も併せています。

(土井委員) わかりました。

(花村会長) 訪問実施後、民生委員から名簿を回収するということですよ。

(所管課) はい。

(花村会長) 民生委員は調査した後、その名簿がなくても問題がなく、自分の地域でひとり暮らし高齢者かつ災害時要援護者がどこにいるという情報は、忘れてもいいという趣旨ですか。

(所管課) 基本的には区役所、民生委員と地域包括支援センターの三者で対象者を把握していこうということです。忘れてしまうというのではなく、その後の緩やかな見守りで意識をしていこうということです。

(花村会長) しかし、民生委員は名簿を回収されてしまいます。確かに非常に重大な名簿です。変な組織に渡ったら詐欺に遭ったりもします。けれども、民生委員は名簿を持っていないくてよいのですか。比較衡量して、名簿は回収した方がよいという判断ですか。

(所管課) 訪問したときに引き続きの見守りを希望したり、区や地域包括支援センターでの支援を希望するかどうか全部話を聞きます。今後も是非つながりを持ちたいという人については、その情報もしっかり共有していきます。ただ、「もう見守りは特にいいです」ということになると、その情報は引き続き持たないという扱いになります。

この事業では、転居した人を除き、新たに転入した人、若しくは75歳になった人も加えて、毎年度更新した名簿を渡していきます。「備考欄」もあるので、「この人は昨年こういう状況だった」ということも把握できます。新たに掲載された人は、その年に訪問してもらいます。このように事業としては継続していきます。

(新田委員) 私の知る限りでは、民生委員は、名簿がなくても担当を決めて、「こことこの人を1年間面倒を見ます」としているそうです。民生委員が名簿を持っていないでも見守りはできると思います。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件1を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】 認知症サポーターキャラバン事業について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む)
(個人情報ファイル簿兼届出書を含む)

(花村会長) 次に案件2「認知症サポーターキャラバン事業について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件2につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(加島委員) キャラバンメイトが3,000人ということですが、サポーターはどのぐらいの数ですか。

(所管課) サポーターの個人情報は管理していません。研修に来た人たち全員がサポーターですので、累積20万近くいます。

(加島委員) 研修に来た人への通知などはしないですか。

(所管課) サポーターに対しては現在行ってはいません。ただ、今後、サポーターたちを活用する場合は、そういったことも必要ではないかという話は出ています。今のところ行っていません。

(加島委員) 一切、個人情報の管理はしていないですか。

(所管課) そうですね。名簿登録という形ではしていません。

(花村会長) オレンジリングは研修を受けるともらえるのですか。

(所管課) そうです。

(花村会長) 誰でも研修を受けるともらえるのですか。

(所管課) もらえます。

(新田委員) サポーターというのは、認知症の人をサポートするわけです。

以前、研修を受けた際、自分たちが認知症かどうか不安の中、認知症の人のサポートはできるかということが問題になりました。キャラバンメイトになるには健康診断を受けて、「認知症ではない」と診断してもらう必要があるのではないかという意見が出ました。

(所管課) サポーターは、見守るという立場なので、場合によって、自分が若干認知症になりかけていたとしても、当事者として理解するということがサポートし合うこともできるのかなと思います。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので案件2を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(3) 【案件3】横浜市定期予防接種事業におけるコールセンター導入について

(花村会長) 次に案件3「横浜市定期予防接種事業におけるコールセンター導入について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件3につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(小嶋委員) 今回、コールセンター業務を委託するということですが、電話での問合せを受けるときに録音は取りますか。

(所管課) 確認はしていません。

(小嶋委員) 以前、この審議会でも、コールセンターで録音を取るという案件がありました。今後導入していく方向だと思うので、確認してください。

その場合には、「個人情報の種類」にも、「音声」と書く必要があります。

(所管課) 確認の上で、取るようであれば記載しますし、取らないのならば記載しません。

(小嶋委員) 今回は予診票が届いていない人に対して再発送の作業まで委託するということです。そうすると、「対象者1」では、33万4,000件の個人情報データを委託者に渡す必要があるのでしょうか。届いていない人の情報だけを横浜市に送って、横浜市が送る形でもいいのではないのでしょうか。

(所管課) 健康安全課ではかなり人数が少ない中でやっています。実際に

送付するとき、ワクチンの種類やその人の住所などもバーコード化してシールに印刷します。それも一緒に行ってもらうことで委託しています。対象者に対してだけ考えると少ないのかもしれませんが。

(小嶋委員) 2,000件のデータだけが必要なのに、33万件のデータを全てこの受託者に渡してしまうのはどうなのかなと思います。

(所管課) 業務の効率性から考えて、この中から対象者を割り出して送付するという手法で考えています。

(小嶋委員) 慎重にやるのであれば、「届いてない人はこの人です」と横浜市に連絡し、横浜市が2,000件のデータをもらうのが確実です。

(所管課) 情報のまた聞きのようにになってしまうので、受託者で直接受けることとしています。問合せの一環として対応するというので、今回、発送のほうも委託に含めています。

成人用肺炎球菌で対象の年齢が決まっているものに関しては、対象者かどうかの確認をする意味もあります。それをリストで確認して送ります。

(花村会長) 使うときもあるかもしれないということでしょう。

(小嶋委員) 慎重に取り扱ってもらえればと思います。

(芦澤委員) 基本的には、予防接種事故等の相談以外に関して受けた相談について、誰からどういう内容なのか、個人識別できるものは残さないということでした。

(所管課) そうです。

(芦澤委員) 「以前に電話したのですが」という案件が出てきたら、対応できなくなることはないでしょうか。

(所管課) 以前にも電話した内容については、もう1度内容を聞くしかないかなと思います。

(芦澤委員) 予防接種事故等の相談などで、役所につないだほうがよいものに関してはそのような形ですということですが、恐らくメモ等を残すのではないのでしょうか。

(所管課) メモに関しては、どういうワクチンを接種してどういう症状が出ているという段階で、こちらのほうには転送してもらいます。個人情報としてどこの誰かまでは書かないです。

(芦澤委員) 転送するに当たっては、恐らく何かメモしないと覚えていられないと思います。

(所管課) そのときには、名前などはこちらとしてはいらないので、受託者もメモはしないです。

(芦澤委員) メモ等が何らかの形で残ることが想定されるとすると、電子データだけでなく、紙データが残り、消去をどうするのかの扱いも記載しておいたほうがよいのではないのでしょうか。そこは厳密に「残さない」ということですか。

(所管課) そうですね。

(芦澤委員) わかりました。

(清野委員) 今回の案件から、コールセンターでは、市が倣ったほうがよい

ようなしっかりした管理体制があると感じています。

「個人情報の管理体制」の「事務の委託」の「本業務に関連する受託者の事業の概要・実績」の欄で、この実績が何年度からというのを入れてほしいです。ほかの案件では「何年度から」行っているというのが書いてあります。また、「ほか」という部分も、スペースがあるので、立派な実績については、きちんと年度も入れてもらえれば、委託の場合の指標の一つになるのではないかと思います。

(所管課) 確認して年度を入れるとともに、スペースに応じて主要なものを記載します。

(花村会長) では、少なくとも年度は入れてもらうということでもいいでしょうか。そのほかお願いします。

(糠塚委員) 「審議に係る事務」の「事務に委託」では、「データの発送は、横浜市大容量ファイル転送システムを利用する」と書いてあります。一方で「委託先個人情報保護管理体制」の「個人情報運搬方法」では「電子データファイル受渡しサーバー」とあります。これは同じものですか。

(所管課) 同じものです。

(糠塚委員) 同じものなら、統一した名称を使ったほうがいいです。

(所管課) 修正いたします。

(芦澤委員) 「取り扱う個人情報」の「対象者2」の「個人情報の種類」で、「連絡先が対象者と異なる場合」と書いてあります。連絡先というのは、対応してもらえれば誰でもいいのですか。

(所管課) 成人用肺炎球菌の対象者は80歳とか85歳で、息子さんや娘さんから電話をもらう場合があります。親だけではなく、子どもの連絡先として控えなければなりません。

(芦澤委員) 「保護者」という形で特定した言葉を使ったほうが適切なのか、ここで「連絡先」と書いてしまって大丈夫なのかが分からなかったのですが、誰でもいいということではないですね。

(所管課) 電話を受けていると、子どもからだけではなく、「お婆の分が送られていない」といったことがあります。他人ではないですが、幅広くなる傾向があるので、「保護者」と書いてしまうと外れてしまう懸念があります。

(糠塚委員) 高齢者ですとヘルパーが付き添って診断を受けていたりします。そういう人たちがやられることはないですか。

(所管課) 必ずしも介護を受けているとも限らないと思いますが。

(糠塚委員) 傍から見ていると、全て頼り切って、その人が塩梅よくやっています。本人が段取りを付けているとは思えない状況を目の当たりにしています。実態ではどうなのでしょう。ひとり暮らしですと、ヘルパーなどがやっている可能性はないのですか。

(所管課) ヘルパーの可能性がないとは言い切れないと思います。私どもは年齢だけで対象にしていて、介護状態を把握しているわけではありません。介護者や子どもが介入していることはあると思います。

(糠塚委員) 連絡した人との関係性も取得したほうがよいのではないでしょ

うか。

(所管課) 大体、娘や息子だと答えます。あくまでも送る先は対象者のリスト先です。

(花村会長) では、取り扱う個人情報として、「対象者との関係」という記載を追加しておきますか。

(所管課) そうですね。

(土井委員) 当初の予診票を発送するのは誰ですか。

(所管課) 横浜市から委託を受けた印刷会社です。

(土井委員) 今回のコールセンターとは別ですか。

(所管課) 別です。その発送したリストをコールセンターに渡します。

(土井委員) 「取り扱う個人情報」の「対象者1」は、横浜市にあるのと、コールセンターにあるのということで、コールセンターにあると誤っていいですか。

(所管課) はい、それでいいです。

(土井委員) 「実施機関での保存期間」で、「実施機関」というのはどちらですか。コールセンターですか。

(所管課) 横浜市です。

(土井委員) コールセンターに委託して渡す対象者 33 万 4,000 人のデータは、いつ消すのでしょうか。

(所管課) 1年後です。

(事務局) 「個人情報の管理体制」の「受託者における保管」という欄に記載があります。「1年間の保管後、すみやかに廃棄します。」という記載が受託者におけるデータの保管期間で、その下に廃棄方法について記載しています。

(土井委員) 「対象者1」の実施機関はあくまでも横浜市になって、「対象者2」の実施機関もやはり横浜市で、分担種別に関係なく、コールセンターのほうが1年でデータを消すという理解でいいのでしょうか。

(所管課) はい。

(土井委員) 予診票を単純に再発送すればよいパターンは、2,000件のうちのどのくらいあるのでしょうか。

(所管課) 2,000件が再発送です。

(土井委員) 再発送のうち、コールセンターが発送するものと横浜市が発送するものがあると思います。その比率はどうなっていますか。

(所管課) 2,000件がリストにあって再発送する件数です。リストにないものは300か400件までいかないと思います。

(花村会長) では、先ほど指摘したところを適宜検討してください。

ほかにご質問がないようなので案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(事務局) 案件3について、所管課と確認した内容について修正します。

1点目ですが、「録音するかどうか」ということですが、そもそも仕様

に入っていないので、録音はしません。

2点目ですが、「予診票の再発行依頼があった2,000件のうち、委託先のコールセンターで発送する分と、横浜市に戻ってきて横浜から発送する分の割合」ですが、所管課が勘違いをしていました。問合せがあつて、コールセンターのほうですぐに送付する件数が2,000件で、コールセンターで聞き取って横浜市から送るものが300件程度になります。

(加島委員) そうしますと、案件3は、対象者2を二つに分けるということですか。2,000件と300件とになりますか。

(事務局) 対象者2の予診票再発行依頼者の人数を2,300件に修正します。そのうち横浜市に来るものと委託先で対応するものがあるということです。

(花村会長) 分かりました。よろしいかと思います。

3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

ア 踊場公園こどもログハウス防犯カメラ運用事務

イ 横浜市会庁用自動車におけるドライブレコーダーの設置・運用事務

(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

緊急時情報システム運用試行事業

(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

ア eラーニングシステムの運用

イ アルバイト事務集約化の試行実施に伴う個人データの電算処理

(4) システム更新時のデータ移行業務委託に係る事務委託についての報告

職員採用試験情報処理事務

(5) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託

横浜開港記念式典・記念コンサート一般招待者募集業務委託

(6) 委託先個人情報保護管理体制

(7) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(2件)

(8) 個人情報を取り扱う事務変更届出書(1件)

(9) 個人情報ファイル簿変更届出書(1件)

(10) 個人情報ファイル簿廃止届出書(2件)

4 その他

(1) 「平成28年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告」に対する措置報告について

(2) 個人情報保護法改正の主な内容について

(3) 「市民生活における個人情報保護Q&A」の改訂について

(4) 個人情報漏えい事案の報告(平成29年2月18日～平成29年3月17日)

(5) その他

(花村会長) それでは、次に「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。まず「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。

なお、個人情報漏えい事案につきましては、配布資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただく、というかたちでお願いいたします。

<資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

特にご質問等がなければ、了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承といたします。

次に、「4 その他」に入ります。「(1) 平成 28 年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告」に対する措置報告について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 先日、今年度の横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の実地調査報告に対する措置報告が業務所管課より提出されました。

資料は、お手元の資料の中で別冊になっているもので、右肩の枠囲みで「個人情報保護審議会資料」と記載のあるものがございます。こちらは、実質的に部会である第三者評価委員会の所管事項となりますので、このまま第三者評価委員会に送らせていただきますのでよろしくお願いたします。

なお、措置報告内容は、配布資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただく、というかたちでお願いいたします。

(花村会長) では、委員の皆様、ご確認よろしくお願いたします。

続いて、「(2) 個人情報保護法改正の主な内容について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 平成 29 年 5 月 30 日に全面施行される、改正個人情報保護法の主な改正内容について、担当係長より説明します。

<資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの説明につきまして、何かございますか。

(清野委員) 「個人情報保護法改正の主な内容について」の説明資料の匿名加工情報の欄に、「企業等」という記載があります。この「等」とはどういう意味ですか。

(事務局) 企業だけではなく、団体等も含まれます。

(清野委員) 民間事業者で、例として企業が出ているということですか。

(事務局) そうです。

(清野委員) 匿名加工情報は、一つの企業だけでつくられなかったり、委託でつくることもあり得ます。「個人を識別しようとする行為の禁止」というのは、想定としては、匿名加工情報をつくる企業が対象だと思います。

この「個人を識別しようとする行為の禁止」については、どこまで対象に入りますか。

(事務局) 一番の主眼となっているのは、匿名加工情報をつくった企業がどこかに提供する場合に、それをもらった側が識別をしてはいけませんということです。

(清野委員) 匿名加工情報をもらった側の話ですか。

(事務局) もらった側もそうですし、出す側もそうです。

(清野委員) そこがすごく気になっていました。もらった側にもこれはかかるということですね。

(事務局) そうです。

(花村会長) 「せっきやく匿名にして作った情報を識別されては困るので、提供する側も提供を受ける側も両方ともしないように」ということですね。

(事務局) そうです。

(清野委員) 意味は分かるのですが、義務がかかるのはどちらまでかということですね。もらった側にもかかるということですね。

(事務局) はい、かかります。

(花村会長) よろしいでしょうか。また改正法を勉強して質問があったら質問してください。

ほかにご質問がないようであれば、議事を進めさせていただきます。

続いて、「(3) 「市民生活における個人情報保護Q&A」の改訂について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 前回審議会で少しお話しさせていただきましたが、現在、審議会名で「市民生活における個人情報保護Q&A」を配布しております。先ほどご説明した個人情報保護法の改正に伴いまして、内容を改訂いたします。詳しい内容につきましては、担当係長より説明します。

<資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの説明につきまして、何かございますか。

(事務局) 1点補足ですが、前回の審議会でもご説明しましたが、今回この冊子をこれまでどおり審議会名で発行するかどうかについても併せてご意見ををお願いします。

芦澤委員から「ほかの自治体ではどうか」との質問がありました。当課で政令市を中心に調べた結果、本市のように、国とは別に独自でしおりやリーフレットを作っている自治体がいくつかあります。神奈川県、東京都、相模原市、千葉市、浜松市、大阪市、福岡市では、ホームページにしおりなどを掲載しています。その全てが審議会名ではなく、所管課名での発行となっていました。

(花村会長) まず、個人情報保護法Q&Aで説明を受けた部分について何か質問はありますか。

(糠塚委員) Q1の回答で新しく追加したところは、恐らく改正案の文言をそのまま写していると思います。改正された内容自体を正確に伝えることが目的なのか、それとも、何が個人情報かを伝えたいのか、どちらですか。

(事務局) 基本的には市民に分かるようにということで、もともとの法律の文言よりは随分丸めて記載しています。

(糠塚委員)「電磁的記録」などと言われても、日常言語から離れている感じがします。「音声・動作を用いて表したものは、具体化しているようで、イメージがあまりわきません。

また、「個人識別符号」は、公的な番号であることが重要なのでしょうか。学校等では学籍番号で掲示することが多いと思いますが、その扱いはどうなりますか。やはりこれは関心があると思います。これでは判断が難しいのではないのでしょうか。

法の文言をそのまま書けばあたりさわりはないですが、市民に分かりやすくするのであれば、もう少し日常言語に近いものにしたたり、関心のあるところがあったほうがよいのかなという印象です。

(事務局) もう少しうまく表現できないか検討したいと思います。

(糠塚委員)「個人情報取扱事業者の主な義務等一覧」では、ずれた箇所によって生じてきた問題があります。「目的外利用の禁止(第16条)」の項目では、「詳細は裏面を参照」という記載があります。この「裏面」はなくなっています。ページ数で書いたほうがいいです。

また、★と☆が使われていますが、☆の説明がありません。

それと、ポチ印と星印があります。ポチ印のところは変わっていないところですか。

(事務局) ★の付いた項目は、今回の改正法で新たに義務化されたものです。

(糠塚委員) そうしますと、ポチ印と星印は同じ位置にないとおかしいです。「第三者提供を受ける際の確認等(第26条)」ではポチ印が下位項目のような印象を受けたりします。作成しているときにずれてしまったのだと思いますが、もう一度見直したほうがいいです。

また、Q9のAで、「次ページ」が何なのか分かりません。この下に書いてあるところを指しているのだと思います。

Q10では、ここまで読み進んでいる人にとっては、「第三者に個人情報を提供するために記録を残す必要がある」ということ自体は認識がありますが、「記録を残す」というのは具体的にどのようにしたら残したことになるのかが知りたいわけです。Qの持っていき方としては、別の言い方になるのかなと思いました。

提供者・受領者が記録しなければならない事項を示した表の下の※で、「個人情報保護法ガイドラインを確認してください」という記載があります。この冊子では片付かない話ですよ。ほかの箇所についてはこの冊子で片付くように、「どこを参照するように」と書いてありますが、個人情報保護法ガイドラインはどのようにしたら手に入るか分かりません。その説明があるといいと思いました。

それと、「個人情報データベース等」の後ろのカッコ書きで、「3ページ」と書いてありますが、3ページを見ると、「※1」のところに説明があります。「3ページ」と書くのならば「※1」まで入れたほうが分かり

やすいのではないかと思います。

(花村会長) 案ということですが、確かに裏面と記載があるにもかかわらず、裏面にないところなどがありますので、もう一度確認していただければと思います。それから、Q1では、確かに我々でさえ、「個人情報とは何か」と言われたら、法の定義ではよく分からないところがあります。突き詰めていくと、「個人情報とは」という定義から外れる概念が出てくるように思います。「思想信条もまた個人情報となる」といいますが、例えば、思想という大きな概念で考えたら、識別できるのかと思うことがあります。ただ、本ではどれもこのような書き方をしています。

横浜市で出すQ1も、表現を変えるのは結構難しいので、糠塚委員の案があれば出していただくといいかと思います。

全体的には非常に分かりやすく、町内会などからいろいろと質問を受けたりする場合にも分かりやすいように、よくできていると私は感じました。

もう一つ、以前は審議会名で発行していましたが、今回は横浜市名で発行するという話ですが、それについてご意見はありますか。なぜ以前は、審議会名で出すことになったのかよく分からないのですが。

(事務局) 平成21年の会議録を確認したところ、当時の会長からご提案がありました。平成17年に個人情報保護法が成立し、過剰反応が起きていたので、審議会として市民サービスの観点から何かできないかということで議論が始まりました。国に対して意見を言うこともできますが、やはり準備にも非常に時間がかかりますし、なかなか難しいだろうということでした。そこで、もう少し実用的なことをということで、Q&A集にしようということになったようです。それまでも横浜市が発行したQ&A集がありましたので、それを改訂して、審議会名で発行したらどうかという議論になりました。

(花村会長) 確かに個人情報は幽霊的に歩いてしまうので、あまり神経質にならないようにという発想で現在のものも発行されており、これもなかなか分かりやすいです。今度は法改正の関係なので、私は審議会名で発行するかどうか、特にこだわる必要はないと思いますが、何かご意見はありますか。「審議会名で出すべきだ」という人はいますか。

(中村委員) もともと横浜市の個人情報保護条例で審議会の権限が定められています。そこには本来、「市民向けの書面を出せる」というようなことは含まれていないのではないのでしょうか。市長の権限や義務として、市民への情報提供が定められているので、本来的に市がやるべきことではないかと思います。

(花村会長) 私も同意見ですが、だからと言って審議会名で出したら悪いと言っているわけではないです。前回出したものはそれはそれで非常に分かりやすかったですし。

名義の件はよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは、今日説明を受けた点や、糠塚先生が指摘した点をも

う一度検討して、また皆さんが読んで疑問や意見があれば遠慮なく言ってください。いつ頃正式に作成して配るのですか。改正法は5月30日施行ですよ。

(事務局) 現在、古いバージョンのものを配布し、ホームページに掲載しています。できるだけ早くとは思っていますが、本日ご指摘されたことも含めて精査します。施行前には必ず出したいと思います。

(清野委員) Q1の「どのような情報が個人情報か」に関しては、具体的な例が出ています。今回の法改正のすり合わせも含め、慎重に検討してもらいたいです。

例えば、「思想」を「信条」と別に出すのかどうか一つあります。法改正のところでは「思想」と言わず、「信条」の中に入れてもいいのかもしれない。その中身が深くは分かりません。

また、この例示の中では、犯罪の逮捕や捜査の話が出ていません。逮捕や捜査に関する情報は、非常に大きな個人情報です。その部分を入れずに例示されているのは若干気になると思います。是非入れてもらいたいです。

(事務局) Q1のAの「具体的には」以降の記載が引っかかっているところかと思いますが。ここは改正前からある記載です。こちらで検討して変えてしまってもよろしいでしょうか。

(清野委員) ある程度整理が可能だと思います。「思想・信条」が重なっても別に構わないとは思いますが、「犯罪捜査等」の情報は、要配慮個人情報に入っています。例示の中にそれが入っていないのは非常に心配です。大丈夫だろうと思われても困るので、是非、犯罪捜査に関しては入れてください。

(事務局) Q2の「要配慮個人情報とは何ですか」のAで、「犯罪により害を被った事実」も入れていますが、重ねて入れたほうがいいですか。

(清野委員) そうですね。

(加島委員) 「個人情報相談窓口のご案内」に「個人情報保護委員会」の個人情報保護法質問ダイアルが記載されていますが、ここにホームページも入れておいたほうがいいのではないのでしょうか。

(事務局) WEBページのアドレスを入れるということですね。

(加島委員) この冊子では「個人情報保護委員会で検索してください」と出ていますが、この欄にも入れておいたほうがいいです。

(糠塚委員) 「認定個人情報保護団体」の欄にも個人情報保護委員会のWEBページのアドレスが載っているので、その下の「個人情報保護委員会」の欄では省略しているのかなと思いました。

(加島委員) 重なってしまいますか。

(事務局) 改めて載せるようにします。

(花村会長) 修正して、配布するのはいつ頃できますか。この冊子は結構重要です。横浜市が出したもので一番分かりやすいのは、恐らくこれになるのではないかと思います。市民は恐らくこれをよく見ることになるだろうと思います。もう一度、目を通してもらう機会を設けたいと思います。

	<p>(事務局) 4月に臨時会があるので、その1週間前に修正した資料に同封します。</p> <p>(花村会長) 間に合いますか。</p> <p>(事務局) 間に合わせるよう進めます。</p> <p>(花村会長) はい、お願いします。皆さんも4月26日までに必ず目を通して、意見があれば言ってください。</p> <p>ほかにご意見・ご質問がないようであれば、審議会名での発行ではなくなりましたので、本日出た意見を基に修正していただきましょう。</p> <p>(各委員) <異議なし></p> <p>(花村会長) それでは承認といたします。</p> <p>本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、次回は4月26日、臨時会となります。</p> <p>4月26日水曜日、午後2時から、市庁舎5階 緊急対策チーム室、いつもとは違う場所での開催を予定しております。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくをお願いします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第153回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第153回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は平成29年4月26日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成29年4月26日第154回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡